

# 不自然な呼びかけ

## —宋代の難事件からアイザック・アシモフまで—

佐立治人

### はじめに

推理小説ファンの方で、アイザック・アシモフの『象牙の塔の殺人』（池央耿訳、創元推理文庫、一九八八年）及び岡本綺堂の『半七捕物帳』の「三つの声」をまだお読みでない方は、本稿では、それらの作品の犯人に触れておりますので、御注意下さい。

—

江戸川乱歩「原始法医学書と探偵小説」は、「棠陰比事」の七十二対の事件は、今読んで大して面白くないものが大部分であるが、中にはオヤツと思うような面白いものがないではない。」（『江戸川乱歩全集』第二七巻『続・幻影城』光文社文庫、二〇〇四年。四三〇頁）と述べている。江戸川乱歩が「オヤツと思う」程の話がいくつか含まれているのであれば、上出来と言うべきなのかもしれないが、岩波文庫本『棠陰比事』（駒田信二訳、一九九二年）の表紙に、「推理小説ファンにとって見のがせぬ1冊である。」と広告されているにもかかわらず、素人の推理小説ファンの目から見ても、『棠陰比事』の各話の内容は物足りない。

しかし、『棠陰比事』はさておき、宋代に書かれた随筆の類を拾い読みしていると、十九世紀から二十世紀にかけての欧米の所謂本格推理小説のプロットと同様のものに出くわして、驚愕することがある。次に掲げる南宋の施徳操の『北窓炙輿録』巻下の話も、そのような例の一つである。

魏公応が徽州（現在の安徽省歙県）の司理参軍であった時のことです。甲と乙との二人がいて、五更（午前四時）に、乙が甲の家にやってくる約束をしました。乙は約束に間に合うように家を出ました。

夜が明けました。甲は乙の家に往き、乙の妻を呼んで言いました。「午前四時に会う約束をして

いたのですが、もう夜が明けましたのに、まだいらっしゃいません。いったいどうしたのですか。」乙の妻はびっくりして言いました。「とっくに出かけましたわよ。」そこで甲は自分の家に戻りました。しかし乙はやってきません。明るくなってから、そこら中を捜し回りました。すると、竹林の中で、一つの死体が見つかりました。それが乙でした。携えていた品物は全部なくなっていました。乙の妻は号泣して甲に言いました。「あなたが私の夫を殺したのです。」そして甲を官に訴えました。しかし、裁判は長い間、結着がつかせませんでした。

原文。魏公応。為徽州司理。有二人。約以五更乙会甲家。如期往。甲至雞鳴。往乙家。呼乙妻曰。既相期五更。今雞鳴。尚未至。何也。其妻驚曰。去已久矣。復回甲家。乙不至。遂至曉。遍尋蹤跡。於一竹叢中。獲一尸。即乙也。隨身有輕齎物。皆不見。妻号慟。謂甲曰。汝殺吾夫也。遂以甲訴於官。獄久不成。

後で説明するように、この話と同様のプロットは、明代の公案小説や日本の江戸時代の文学作品にも見られるし、それでなくとも、勤のよい人はすぐに犯人が誰かわかるであろうが、一方で、こういう場合は被害者の妻が犯人に決まっている、と読み流してしまう人もいるのではなかろうか。

一人の吏卒が甲を尋問して言いました。「乙はあなたと会う約束をしていましたが、乙はやってきませんでした。そこであなたは乙の家を訪ねたわけですが、それならば、あなたはただ乙の名を呼ぶべきでしょう。ところがあなたは、乙を呼ばないで、乙の奥さんと呼びましたね。これは、既に乙が死んでいることをあなたが知っていた、言い換えれば、あなたが乙を殺したことを示しているのではないですか。」甲は弁解の言葉が出てきませんでした。吏卒の一言によって、裁判は結着

するに至りました。

原文。有一吏。問曰。乙与汝期。乙不至。汝過乙家。只合呼乙。汝舍乙不呼。乃呼其妻。是汝殺其夫也。其人遂無語。一言之間。獄遂具。(原文は、読画齋叢書本(叢書集成新編所収)に拠った。学海類編本と四庫全書本とはほぼ同文であるが、読画齋叢書本と比べて文字に異同がある。)

『北窓炙輅録』の著者施徳操は、字は彦執、塩官(現在の浙江省海寧県の南西)の人。張九成(1092~1159、『宋史』卷三七四に伝がある。)の友人。『孟子発題』一卷が伝わる(『咸淳臨安志』卷六十七、郎暉「孟子発題跋」)。紹興二十九年(1159)に歿した張九成よりも先に亡くなった(張九成『横浦集』卷二十、祭彦執)。『北窓炙輅録』が成ったのは、卷上の宇文虚中の条に「紹興乙丑(十五年。西暦一一四五年)」の年時が記されているから、その年以降であったことがわかる。

この話の冒頭に、「魏公応為徽州司理」(学海類編本・四庫全書本も同じ。)の文字が見られる。「魏公応」は、「公応」もしくは「応」という名の魏姓の人名であるとも思われるが、『北窓炙輅録』の卷上に、韓琦(1008~1075)を指す「魏公」の語が何度も出てくるから、「魏公応」の「魏公」は韓琦のことであって、「応」は衍字であるとも考えられる。しかし、「魏公応」は「徽州司理」であったとなっているが、徽州が歙州から改名されたのは宣和三年(1121)であるから(『宋史』卷八十八、地理志)、「徽州」の表記は年代が韓琦と合わない。また、韓琦が歙州の司理参軍に任じられたという記録も見当たらない。一方、宣和三年から施徳操が亡くなるまでの間に徽州司理参軍に任じられた可能性のある、「魏公応」もしくは「魏応」という姓名の人物も、他の史料に見当たらない。あるいは、「魏公応」の文字に誤字脱字があるのかもしれない。

『北窓炙輅録』のこの話を読んで驚いたのは、被害者の妻に対する犯人の不自然な呼びかけが犯人特定の根拠となるというプロットが、ロボット工学の三原則で有名なアイザック・アシモフ(1920~1992)の長篇推理小説『象牙の塔の殺人』(池央歌訳、創元推理文庫、一九八八年。原題The Death Dealers、一九五八年)のプロットとよく似ていることである。

アシモフの小説のプロットは次のようなものである。犯人と主人公とは午後五時に主人公の自宅で会う約束をした。ところが主人公は、犯人が起こした

殺人事件のせいで、事件の現場に足留めされて帰宅できず、五時に自宅に居ることができなくなった。犯人は、この事情を、自分が犯人であるので知っていた。そのため、約束通りに主人公の自宅を訪ねると、表にいた主人公の娘に対して、主人公が在宅かどうか尋ねもせず、「お父さんが帰ってきたらこの封筒を渡してくれ。」と頼んだ。この事実が、主人公が犯人を特定する根拠になった。

犯人が訪ねたのが被害者の家か、被害者ではない人の家かの違いはあるけれども、『北窓炙輅録』の話とアシモフの推理小説とのプロットがよく似ているのは、誰の目にも明らかであろう。これは偶然の一致であろうか。それとも、中国宋代の難事件と二十世紀アメリカの小説家の作品との間に、何らかの繋がりがあるのであろうか。

## 二

不自然な呼びかけのプロットが『北窓炙輅録』の次に現れるのは、管見の限りでは、明の祝允明(1460~1526)の『前聞記』(叢書集成新編所収)の「片言折獄」条及び同じく祝允明の『野記』(四庫全書存目叢書所収)の卷四である<sup>(1)</sup>。両者の話は、字句に多少違いはあるが、全く同じ内容である。『前聞記』の「片言折獄」条の方が字数が多いので、それを次に掲げる。

先輩から聞いた話ですが、我が明朝初め(原文「国初」。『野記』はこの二字なし。)の某県の県令の有能さを語って言いますには、その県のある民が商いの旅に出ようとしていました。舟に荷物を積み込み、民は舟の上で一人の召使いが来るのを待っていましたが、なかなかやって来ません。船頭はその様子を見てふと思いつきました。「商人は既に荷物を舟に積み込んでいる。しかも、召使いはまだやって来ないので、今はたった一人だ。なおかつ、ここは僻処で人通りがない。商人を殺して荷物を奪うのは簡単だ。」そこで、すばやく商人を水中に突き落とし、その荷物を携えて家に帰りました。その上で商人の家を訪ね、門を叩いて「旦那さんはどうして舟に乗りに来ないのかね。」と呼びかけました。商人の妻はそれを聞いて、人をやって舟を視させました。商人はいませんでした。召使いに質しますと、召使いは「私が舟に着いた時には、御主人様はいらっしゃいませ

んでした。どちらへお出かけになったのか存じ上げません。」と答えました。そこで取りあえず、里長（原文「地里」）に報告しました。里長は県に報告し、県は船頭と商人の隣人とを拘束しました。繰り返し訊問しましたが、結局、手掛かりは得られませんでした。県令は何度か交代しましたが、どの県令も事件を解決することができませんでした。

さて、件の県令が着任しますと、その県令は、人払いをして、商人の妻だけをそばに呼んで質問しました。「船頭があなたの家まで来て呼びかけた時、彼の様子や言葉はどんな風でしたか。」商人の妻は答えました。「夫が出発してからしばらくして、船頭さんがやって来て門を叩きました。門をまだ開けないうちに、船頭さんは、「奥さん（原文「娘子」）、どうして旦那さんは時間が経つのに舟に乗りに来ないのかね。」と呼びかけました。船頭さんの言葉はただこれだけでした。」県令は、商人の妻を退出させて、船頭を呼び出し、同じ質問をしました。船頭の答えも、商人の妻と同じでした。県令は笑って言いました。「わかりましたよ。商人を殺したのはあなたです。あなたはまだ白状しました。他の証拠は必要ありません。」船頭は「白状なんかしてません。」と怒鳴りました。県令は説明しました。「あなたは商人がその自宅にいないことをよく知っていました。だから、門を叩いていきなり、「奥さん」と呼びかけたのです。人がやって来ないというだけで、ただちに、その人が家にいないことを知り、その自宅を訪ねながら、その人には呼びかけない、というのはおかしいではありませんか。」船頭は驚愕して罪に伏しました。そこで県令は、法律通りの刑を船頭に言い渡しました。これまた神明な裁きであります。（『野記』には、この後に「残念ながら、この県令の姓名は伝わっておりません。（原文。惜逸姓字。）」と記されている。）

原文。聞之前輩。説国初某県令之能。県有民。将出商。既裝載。民在舟待一僕。久不至。舟人忽念。商輜貨如此。而了然一身。僕猶不至。地又僻寂。凶之易耳。遂急擠之水中。携其貲婦。乃更詣商家擊門。問。官人何以不下船。商妻使人視之。無有也。問諸僕。僕言。適至舡。則主人不見。不知所之也。乃姑以報地里。地里聞之。逮舟人及鄰比。訊之反覆。卒無狀。凡歷幾政莫決。至此。令遂屏人。獨問商妻。舟人初來問時。情狀語言何如也。

商妻曰。夫去良久。舡家來扣門。門未開。遽呼曰。娘子。何如官人久不下舡來。言止此耳。令屏嬪。復召舟人。問之。舟人語同。令笑曰。是矣。殺人者汝。汝已自服。不須他証矣。舟人譁曰。何服耶。令曰。明知官人不在家。所以扣門稱娘子。豈有見人不來。而即知其不在。乃不呼之者乎。舟人駭服。遂正其法。此亦神明之政也。

『前聞記』の成立年代は不明であるが<sup>(2)</sup>、『野記』は、「辛未歳（正徳六年。西暦一五一一年）」に書かれた自序を持つ。

この話は、事件が起きた時期を「国初」と示しているものの、事件が起きた場所を特定しておらず、登場人物の姓名も記していない。『北窓炙鞆録』の話と似た経過を辿った事件が明初に実際に起きたわけではあるまい。それでは、この話と『北窓炙鞆録』の話との間に何らかの関係があるかと言うと、この話は、祝允明自身が、他ならぬ『北窓炙鞆録』の話を読んで、それをもとに改作したものであると考える。祝允明が『北窓炙鞆録』を読んだ形跡が残っているのである。

その形跡とは、まず、祝允明の著書である『祝子罪知録』に、『北窓炙鞆録』の文章が引用されていることである<sup>(3)</sup>。次に、読画齋叢書本『北窓炙鞆録』に附された鮑廷博の跋文に、「右北窓炙鞆録二卷、姑蘇（現在の江蘇省呉県）呉岫蔵本たり。後に祝允明の跋語あり。依託（かこつけ）に出づるに似たり。姑らく置きて録せず。」とあることから知られるように、『北窓炙鞆録』の一本に、祝允明の跋文が附されていたらしいことである。鮑廷博は、その祝允明の跋文を「依託に出づるに似たり」とするが、その根拠を示していない。

### 三

前年項に掲げた『前聞記』及び『野記』の話は、明末に編纂された公案小説集や逸話集の中に受け継がれた。

余象斗編『皇明諸司廉明奇判公案伝』は、万暦二十六年（1598）以前に刊行されたものらしいが<sup>(4)</sup>、その巻頭に、「楊評事片言折獄」と題する話が置かれている。この話は、『前聞記』の話と筋が同じであり、「片言折獄」という題名が共通するから、『前聞記』の「片言折獄」条を踏襲したものであるに違いない。『廉明公案』の話では、犯人の船頭は、裁

判官が呼びかけの不自然さを指摘しても罪を認めようとせず、犯行の状況を知る水夫と対面させてはじめて罪に伏したことになっている<sup>5)</sup>。これは、アシモフの『象牙の塔の殺人』で、犯人が、「お父さんが帰ってきたら渡すように」という言葉の不自然さを主人公から指摘されてもしらばっくれていたが、別のきっかけで犯行を認めたことになっているのと同じ趣向である。

『龍図公案』の「三娘子」条は、『廉明公案』の「楊評事片言折獄」条を、「より口語的な記述」に書き換えたものである<sup>6)</sup>。『龍図公案』の刊本のうち、早いものは天啓年間(1621~1627)の刊行であるという<sup>7)</sup>。

馮夢龍(1574~1645)の『智囊』は、天啓六年(1626)に編纂された逸話集であるが、その察智部に収められている「三娘子」の話は、いくつかの字句が一致するので、『廉明公案』の「楊評事片言折獄」条を簡略にしたものであることがわかる<sup>8)</sup>。

周楫著『西湖二集』は、崇禎年間(1628~1644)に刊行された白話短篇小説集である<sup>9)</sup>。その卷三十三、周城隍辨冤断案に載せられている、湖州(現在の浙江省湖州市)の洪二が殺された話は、白話と文言との違いはあるが、文章表現が似ている箇所が多いので、『前聞記』の「片言折獄」条を下敷きにしたものであると見做すことができる<sup>10)</sup>。被害者の居住地が湖州である点が『智囊』の「三娘子」条と共通するから、周楫は『智囊』も見たのであろう。また、「推落水中而死」という表現が、『廉明公案』の「楊評事片言折獄」条及び『龍図公案』の「三娘子」条の「推趙信落水死」「推趙信落水而死」という表現とよく似ているので、周楫は『廉明公案』ないし『龍図公案』をも参照した可能性がある。

#### 四

不自然な呼びかけのプロットは、日本の江戸時代の文学作品に輸入された。

辻原元甫著『智恵鑑』は、万治三年(1660)に刊行された仮名草子である<sup>11)</sup>。その卷三の第九話「楊評事、人を殺す船人を知事」は、大部分が『智囊』の「三娘子」条の和訳である<sup>12)</sup>。

元禄元年(1688)に刊行された井原西鶴の『新可笑記』の卷三に収められている、「国の掟はちえの海山」と題された話は、『智恵鑑』の卷三の第九話を原拠として、西鶴が「平板単調な仮名草子の叙述から、清新且迫力に富んだ好箇の短篇を構成した」ものであるとされている<sup>13)</sup>。ただ、これまで紹介した不自然な呼びかけのプロットを持つ話と西鶴のこの話とを比べてみると、犯人が誰であるかを初めから明かしてはいない点、犯人が待ち合わせの相手である点、死体が林の中で発見された点、文章の中に「一言」という語が出てくる点、これら四点が、西鶴の話は『北窓炙鞆録』の話だけと共通していることに気付く。西鶴は、『智恵鑑』の話の他に、『北窓炙鞆録』の話ないしはそれを受け継いだ未知の書物の話を見たのではなかろうか。なお、『北窓炙鞆録』『前聞記』『廉明公案』『智囊』『西湖二集』『新可笑記』それぞれの話の内容を表にして掲げておく。

元禄十五年(1702)に刊行された都の錦の『御前於伽』の卷二「是ハ奥州しほがまにて喜太郎といふ商人海え沈ミ怨を報ずる事」も、『智恵鑑』卷三の第九話を材とした話である<sup>14)</sup>。

裁判話を集めて『棠陰比事』に擬えた『本朝藤陰比事』は、宝永・正徳年間(1704~1716)に板行されたと考えられているが<sup>15)</sup>、その卷二に載せられている「身の上知らぬ五助が呼声」と題された話も、不自然な呼びかけのプロットを持っている<sup>16)</sup>。この

#### 《表》

	被害者の待ち合わせの相手	殺害場所ないし死体発見場所	犯人
北窓炙鞆録	甲	一竹叢中	甲
前聞記	一 僕	舟	舟 人
廉明公案	周 義	船	梢公張潮
智 囊	周 生	舟	舟子張潮
西湖二集	小 厮	船	梢公王七
新可笑記	同道人	ぐみの木はらの片陰	同道人

話は、『智恵鑑』『新可笑記』『御前於伽』の話を見て作ったものようである。

天保四年（1833）に刊行された柳亭種彦の草双紙『出世奴小万伝』の出だしにも、「かかさん、かかさん、まだ寝てか。」という、被害者の妻に対する犯人の不自然な呼びかけが出てくる。この趣向は西鶴の『新可笑記』に拠ったとされる<sup>17)</sup>。ただし、『出世奴小万伝』では、この呼びかけは、犯人特定の手掛かりには使われていない<sup>18)</sup>。

時代が下って、岡本綺堂の『半七捕物帳』の一篇、大正十四年（1925）に書かれた「三つの声」でも、不自然な呼びかけのプロットが使われている。被害者が出掛けた後に、戸の外から被害者の妻に「おかみさん。おかみさん」と呼びかけた者が犯人であったのである。

『捕物小説五人集』（昭和国民文学全集17、筑摩書房、昭和五十四年）の戸板康二「解説」は、「三つの声」は、トリックを本格的に絵ときしてゆく小説で、犯人の些細な失言の言葉尻が命とりになる。これは半七捕物帳の中では、めずらしく英米の小説に似た技巧である。綺堂は英語ができたから、外国の種も時には借りたかも知れない。しかし、飜案臭の感じをすこしも思わず、ひたすら江戸の巷談にしたてているのは、みごとである。」（四七六頁）と述べている。しかし、英米のどの小説の種を借りたかは示していない。

『岡本綺堂日記』（岡本経一編、青蛙房、昭和六十二年）を見ると、大正十四年九月三十日条・十月一日条・二日条・三日条に、「三つの声」の原稿を書いたことが記されているが、「三つの声」のプロットをどこから借りたかについては全く触れられていない。岡本綺堂『中国怪奇小説集』（光文社時代小説文庫、一九九九年）の岡本経一「解説」は、「三つの声」の「取材は支那ダネである。」（三四三頁）とするが、中国のどの書物からタネを拾ったかは明かしていない。あるいは、西鶴などの江戸時代の文学作品からプロットを借りた可能性もあるのではなからうか。

## 五

さて、アシモフは、不自然な呼びかけのアイデアをどこから得たのであろうか。『アシモフ自伝』（山高昭訳。早川書房、昭和五十八年・六十年）を見ると、『象牙の塔の殺人』についての記述が十数箇所

あるが、その点については全く触れられていない。前節までに紹介した、中国や日本で書かれた話の内容を、何らかの形で知る機会があったのか、西洋にも古くから、不自然な呼びかけのプロットを持つ物語が存在するのか、今のところわからない。アシモフの諸作品では、会話の中に謎を解くヒントが隠されていることがよくあるから、不自然な呼びかけのプロットをアシモフが独力で考え出した可能性も否定できない。しかし、いずれにせよ、アシモフよりも八百年も前に、施徳操が、不自然な呼びかけのプロットを持つ話を書いていたのである。

施徳操の親友であった張九成は、施徳操の死を悼む文章（『横浦集』巻二十、祭彦執）の中で次のように述べている。

あなたは終生独身であったために、後継ぎが絶えてしまいました。痛ましいことです。不幸にも伯牛の疾（ハンセン氏病のこと。『論語』雍也）にかかっている、魯の原憲（『莊子』讓王）のように貧乏でした。けれども、気力は北斗星と牽牛星との間を貫くほど盛んで、文章は雲の模様を縫った錦のように華麗でした。行いは氷霜のように清潔で、見識は古今の誰にも劣りませんでした。一官も得ないまま、年老いて亡くなってしまいましたのは、なんともまた、天下国家にとって残念なことです。

原文。公生不娶。至於絶嗣。嗚呼痛哉。不幸有伯牛之疾。有原憲之貧。而氣干斗牛。文摛雲錦。行潔氷霜。識高今古。不得一官。終於老死。茲又可為天下惜也。

この文章を読むと、施徳操は大変不幸な生涯を送った人であったことが知られる。しかし、自身の著作『北窓炙輶録』及び『孟子発題』が後世に伝わったのみならず、施徳操が書き留めた話を持っていた一つのプロットが、後代の中国や江戸時代の日本の多くの文学作品に採用されたのである。文筆家としては幸せな人であると言わなければならない。

二〇〇四年に刊行された芦辺拓著『紅樓夢の殺人』（文藝春秋）は、曹雪芹作『紅樓夢』の世界を舞台とした推理小説であるが、探偵役の人物の名裁判官ぶりを示すエピソードの一つに、不自然な呼びかけのプロットが使われている。別の箇所『龍岡公案』『皇明諸司廉明奇判公案伝』の書名が出てくるから、そのプロットは、これらの公案小説集から、

直接にか間接にか得たものであろう<sup>99</sup>。不自然な呼びかけのプロットは、二十一世紀になってもまだ活用されているのである。

平成十八年四月六日

### 注

- (1) 不自然な呼びかけのプロットを持つ話が『前聞記』及び『野記』に記載されていることは、大塚秀高「包公説話と周新説話—公案小説生成史の一側面—」(『東方学』第六十六輯掲載、昭和五十八年)等によって知ることができた。
- (2) 『前聞記』の「義虎伝」条に「弘治(1488~1505)初」の年時が記されている。『前聞記』に載せられている全六十条の記事のうち、三十九条が『野記』の記事と重なっている。『野記』には全部で二五四条の記事が収められている。
- (3) 『祝罪罪知録』巻四に、『北窓炙鞆録』巻上の宇文虚中の条の文章が引用されている。
- (4) 澤田瑞穂『宋明清小説叢考』(研文出版、一九九六年)八十一頁。
- (5) 『廉明公案』の「楊評事片言折獄」条は、浪野徹編訳『中国犯科帳』(平河出版社、一九八九年)に和訳がある。また、同条の内容が、莊司格一『中国の名裁判—公案小説—』(高文堂出版社、昭和六十三年)、井波律子『中国ミステリー探訪』(日本放送出版協会、平成十五年)等に紹介されている。
- (6) 莊司格一『中国の公案小説』(研文出版、一九八八年)二一〇頁。
- (7) 阿部泰記『『百家公案』の編纂』(『東方学』第七十三輯掲載、昭和六十二年)十六頁 注(23)。
- (8) 『智囊』の「三娘子」の話は、増井経夫『『智囊』中国人の知恵』(朝日選書、一九七八年。一二二頁)に翻

訳されている。ただし、原文の「坐潮罪」を「坐ったままで潮の罪をいい渡し」と訳している箇所は、「潮を罪に当て」と訂正しなければならない。

- (9) 小川陽一「西湖二集と善書」(『東方宗教』第五十一号掲載、日本道教学会、昭和五十三年)十六頁・十七頁・三十二頁 注(8)。
- (10) 前注(1)所掲大塚論文(四頁)は、「『野記』もしくは(中略)『前聞記』をもとに改作されたと考えてよからう。」とするが、『野記』よりも『前聞記』の字句とよく一致する。
- (11) 『天理図書館蔵、近世文学未刊本叢書、仮名草子篇』(養徳社、昭和二十二年)「解題」。
- (12) 野間光辰「一言による断」(『西鶴新攷』所収、筑摩書房、昭和二十三年)二八九頁。
- (13) 前注(12)所掲野間論文同頁。麻生磯次・富士昭雄訳注『新可笑記』(明治書院、昭和五十九年)九十七頁、同上『本朝櫻陰比事』(同上)一九八頁。
- (14) 前注(12)所掲野間論文二八二頁から三頁、二八九頁。
- (15) 『近世文芸叢書』第五、小説三(国書刊行会、明治四十四年)緒言(水谷不倒執筆)。
- (16) 『小酒井不木全集』第二巻『犯罪文学研究及西洋探偵譚』(改造社、昭和四年)三十二頁から四頁。
- (17) 山口剛「一言による断」(『西鶴・成美・一茶』所収、武蔵野書院、昭和六年)一四三頁。
- (18) 前注(17)所掲山口論文一四一頁から三頁、前注(12)所掲野間論文二八四頁から六頁。
- (19) 芦辺拓「重たい本をカバンに詰めて—探偵作家の中国小説メモ—」(『幻想文学』第四十四号掲載、アトリエOCTA、一九九五年。一一三頁から四頁)を参照。岡本綺堂の「三つの声」の存在をこのエッセイから知ることができた。

(さだて はるひと 法学部助教授)